

運営規程

グループホーム椿高野

(目的)

第1条 この規程は、医療法人伴帥会が設置運営する指定認知症対応型共同生活介護事業・介護予防認知症対応型共同生活介護事業の運営及び利用について必要な事項を定め、事業の円滑な運営を図ることを目的とする。

(事業の目的)

第2条 本事業は、認知症によって自立した生活が困難になった利用者に対して、家庭的な環境のもとで、食事、入浴、排泄等の日常生活の世話及び日常生活の中での心身の機能訓練を行なうことにより、安心と尊厳のある生活を、利用者がその有する能力に応じ可能な限り自立して営むことができるよう支援することを目的とする。

(運営の方針)

- 第3条
- 1 本事業所において提供する認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護（以下「（介護予防）認知症対応型共同生活介護」）は、介護保険法並びに関係する厚生労働省令、告示の趣旨及び内容に沿ったものとする。
 - 2 利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるとともに、個別の認知症対応型共同生活介護計画・介護予防認知症共同生活介護計画（以下「介護計画」）を作成することにより、利用者が必要とする適切なサービスを提供する。
 - 3 利用者及びその家族に対し、サービスの内容及び提供方法についてわかりやすく説明する。
 - 4 適切な介護技術を持ってサービスを提供する。
 - 5 常に、提供したサービスの質の管理、評価を行なう。
 - 6 利用者的人権の擁護、虐待の防止等の為、必要な体制の整備を行うとともに、従業員に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。

(事業所の名称)

第4条 本事業所の名称はグループホーム椿高野とする。
本事業所の住所は長崎県雲仙市愛野町乙2314-5とする

(職員の員数及び職務内容)

第5条 本事業所に勤務する職員の員数及び職務内容は次のとおりとする。

ユニット名：椿高野

- ① 管理者 1名（兼務）

管理者は、業務の管理及び職員等の管理を一元的に行なう。

- ② 計画作成担当者 1名（兼務）

計画作成担当者は、適切なサービスが提供されるよう介護計画を作成することとともに、連携する介護老人福祉施設、介護老人保健施設、病院等との連絡・調整を行う。

- ③ 介護職員 1ユニット、6名以上

（管理者及び計画作成担当者も介護職を兼務）

ユニット名：山椿

- ① 管理者 1名（兼務）

管理者は、業務の管理及び職員等の管理を一元的に行なう。

- ② 計画作成担当者 1名（兼務）

計画作成担当者は、適切なサービスが提供されるよう介護計画を作成することとともに、連携する介護老人福祉施設、介護老人保健施設、病院等との連絡・調整を行う。

- ③ 介護職員 1ユニット、6名以上

（管理者及び計画作成担当者も介護職を兼務）

(利用定員)

第6条 利用定員は、椿高野8名・山椿9名：計17名とする。

(介護内容)

第7条 (介護予防) 認知症対応型共同生活介護の内容は次のとおりとする。

(ア) 入浴、排泄、食事、着替え等の介助

(イ) 日常生活上の世話

(ウ) 日常生活の中での機能訓練

(エ) 相談、援助

(介護計画の作成)

第8条 1 (介護予防) 認知症対応型共同生活介護サービスの開始に際し、利用者の心身の状況、希望及びそのおかれている環境を踏まえて、個別に介護計画を作成する。

2 介護計画の作成、変更に際しては、利用者及び家族に対し、当該計画の内容を説明し同意を得て交付する。

3 利用者に対し、介護計画に基づいて各種サービスを提供するとともに、常に、その実施状況についての評価を行う。

(利用料等)

- 第 9 条 1 本事業が提供する(介護予防)認知症対応型共同生活介護の利用料は、介護報酬の告示上の額とする。法定代理受領サービスの時は各利用者の負担割合に応じた額とする。ただし、次に掲げる項目については、別に利用料の支払いを受ける。
- | | |
|----------------------------------------------|-----------------|
| ① 家賃 | 3 6 , 0 0 0 円／月 |
| ② 食材費 | 4 5 , 0 0 0 円／月 |
| ③ 水道光熱費 | 9 , 0 0 0 円／月 |
| ④ その他日常生活において通常必要となる費用で利用者が負担することが適當と認められる費用 | 実 費 |
- 2 月の中途における入居または退去については日割り計算とする。
- 3 利用料の支払いは、月ごとに発行する請求書に基づき、現金または銀行口座振り込みによって指定期日までに受けるものとする。

(入退居に当たっての留意事項)

- 第 10 条 1 (介護予防)認知症対応型共同生活介護の対象者は、要支援 2 又は要介護者であって認知症の状態にあり、かつ次の各号を満たすものとする。
- ① 少人数による共同生活を営むことに支障がないこと。
 - ② 自傷他害のおそれがないこと。
 - ③ 常時医療機関において治療をする必要がないこと
- 2 入居後利用者の状態が変化し、前項に該当しなくなった場合は、退居してもらう場合がある。
- 3 退居に際しては、利用者及び家族の意向を踏まえた上で、他のサービス提供機関と協議し、介護の継続性が維持されるよう、退居に必要な援助を行うよう努める。

(衛生管理)

- 第 11 条 1 (介護予防)認知症対応型共同生活介護を提供するのに必要な設備、備品等の清潔を保持し、常に衛生管理に留意する。
- 2 感染症の発生及びまん延防止に関する取り組みを徹底するため、感染委員会を開催し、指針の整備、研修の実施、訓練の実施に取り組んでいく。

(業務継続計画の策定等)

- 第 12 条 感染症や非常災害が発生した場合でも利用者が継続して介護サービスの提供を受けられるよう業務継続計画を策定し、必要な措置を講じる。
また、その計画に従い、必要な研修や訓練を実施するものとする。

(緊急時における対応策)

- 第 13 条 利用者の心身の状態に異変その他緊急事態が生じたときは、主治医または協力医療機関と連絡を取り、適切な措置を講ずる。

(損害賠償)

- 第 14 条 1 利用者に対する介護サービス提供に当たって、賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行う。
2 前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

(非常災害対策)

- 第 15 条 1 非常災害が発生した場合、従業者は利用者の避難等適切な措置を講ずる。また、管理者は、日常的に具体的な対処方法、避難経路及び協力機関等との連携方法を確認し、災害時には避難等の指揮をとる。
2 非常災害に備え、定期的に地域の協力機関等と連携を図り、避難訓練を行う。

(苦情処理)

- 第 16 条 利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、受付窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査の実施、改善措置、利用者及び家族に対する説明、記録の整備等必要な措置を講ずるものとする。

(秘密保持)

- 第 17 条 1 本事業所の従業者は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密保持を厳守する。
2 従業者であった者が、業務上知り得た利用者または家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講ずる。

(虐待防止に関する事項)

- 第 18 条 利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するために、虐待防止対策委員会を開催し、指針の整備、研修の実施に取り組み、これらを適切に実施するための担当者を配置する。

(身体拘束)

- 第 19 条 1 当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束そのほかの利用者の行動を制限する行為は行わない。
2 身体拘束の適正化を図る為、身体拘束防止委員会を開催し、指針の整備、研修の実施に取り組んでいく。

(地域との連携について)

- 第 20 条 1 運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等地域との交流に努める。
2 利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、本事業所が所在する圏域の地

域包括支援センターの職員、（介護予防）認知症対応型共同生活介護について知見を有する者等により構成される協議会を設置し、概ね2月に1回以上運営推進会議を開催する。

(その他運営についての重要事項)

- 第21条 1 従業者等の質の向上を図るため、次のとおり研修の機会を設ける。
- ① 採用時研修 採用後1ヶ月以内
 - ② 経験に応じた研修 随時
 - ③ 認知症介護に係る基礎的な研修 全ての介護従事者
- 2 事業所はこの事業を行うため、ケース記録、利用者負担金収納簿、その他必要な記録、帳簿を整備する。
- 3 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、管理者が定めるものとする。

付 則 この規程は、平成18年6月1日から施行する。

令和元年5月25日改正

令和6年1月1日改正

令和6年10月15日改正